

資料5

「二宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

今回の条例改正については、行政手続における事務の効率化及び利便性の向上を目的として、押印等の見直しを行うため、条例改正をするものです。

改正の概要ですが、条例第4条第4項において、審査申出書における審査申出人の押印を廃止するものです。

また、条例第8条第5項において、口頭審査における関係者の口述書について、署名押印の要件を廃止するものです。